逗子市ふるさと基金条例の制定について

逗子市ふるさと基金条例を次のように制定する。

平成27年12月3日提出

逗子市長 平 井 竜 一

逗子市ふるさと基金条例

(目的及び設置)

第1条 本市のまちづくりを応援したいという趣旨の個人又は団体からの寄附金を積み立て、魅力的なまちづくりの推進に資するため、逗子市ふるさと基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

- 第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げるものの合計額とし、一般会計歳入歳出 予算の定めるところによる。
  - (1) 基金の目的に沿う寄附金
  - (2) 基金の運用から生じる収益金

(管理)

- 第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により 保管しなければならない。
- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に 繰り入れるものとする。

(処分)

- 第5条 市長は、次に掲げるものに該当する事業の財源に充てる場合に限り、基金の全 部又は一部を処分することができる。
  - (1) 共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまちづくりのための事業
  - (2) 共に学び、共に育つ「共育(きょういく)」のまちづくりのための事業
  - (3) 自然と人間を共に大切にするまちづくりのための事業
  - (4) 安全で安心な、快適な暮らしを支えるまちづくりのための事業
  - (5) 新しい地域の姿を示す市民主権のまちづくりのための事業
  - (6) 池子の森全面返還のための事業
- 2 市長は、前項の規定による処分に当たっては、寄附をした者の意向が反映されるよ う配慮しなければならない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、市長が別に 定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

## (提案理由)

本市のまちづくりを応援したいという趣旨の個人又は団体からの寄附金を積み立て、 翌年度以降に実施する事業の財源に充てるに当たり、制定の要あるため提案する。